

安全保障輸出管理ハンドブック

Security Export Control Handbook

安全保障輸出管理とは、国際的な平和及び安全を維持するための一つの手段で、武器、軍用に転用される恐れのある物が、大量破壊兵器の開発者やテロリストなどに渡らないようにするものです。

この冊子は、教職員及び学生が、**特定の技術を外国人に提供したり、特定の貨物(実験器材など)を国外に持出しする際に、安全保障輸出管理上注意しなければならない事項を簡単にまとめたものです。**

1. 輸出規制の内容

- ①日本では、特定の技術を外国人に提供したり、特定の貨物を輸出(以下「技術の提供等」)を行う場合、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)によって規制されます。規制に該当の場合、経済産業大臣の許可が必要になります。
- ②この規制には、リスト規制と、キャッチオール規制があります。両規制の規制内容、規制対象地域はFig1の通りです。

	規制の内容	規制対象地域	
		ホワイト国*	ホワイト国以外
リスト規制	提供する技術又は輸出する貨物が、外為令/輸出令の別表第1の1-15*(リスト)に該当する場合、大臣の許可が必要。	対象	対象
キャッチオール規制	リスト規制に該当しなくても、大量破壊兵器又は通常破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合(用途、需要者で判断)、大臣の許可が必要。	非対象	対象

Fig.1: 規制の内容

※ 別表第1の1-15: リスト規制対象技術(詳細は省令、運用通達で規定)

①武器	②原子力	③化学兵器	③の2生物兵器	④ミサイル
⑤先端材料	⑥材料加工	⑦エレクトロニクス	⑧コンピュータ	⑨通信関連
⑩センサー・レーザー	⑪航法関連	⑫海洋関連	⑬推進装置	
⑭その他	⑮機微品目			

※ ホワイト国: 輸出管理を厳密に実施している26ヶ国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ、ブルガリア

2. 学内において、輸出規制に関連する行為

①貨物の輸出: 以下の場合に、外為法で規制されるか否かの判断が必要になります (Fig.2 参照)。

- ・海外での観測や測定のために、**測定機器**や**測定機器**の海外への持出(持ち帰り前提の場合も含む)
- ・海外との共同研究や実験の検証・評価等のために、**MTA**(ウイルス、細菌、毒素、菌類、ゲノム等)の海外への送付
- ・学会発表、国際展示会でのデモのために、**試作品**の持出
(市販のノート型パソコンの持出は対象外)

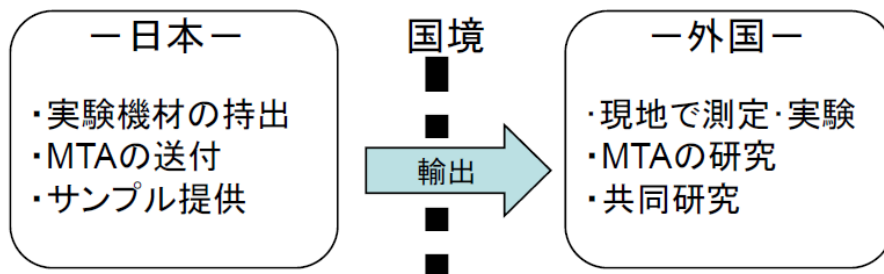


Fig.2: 貨物の輸出

②技術の提供: 下記技術情報を非居住者に提供する場合、外為法で規制されるか否かの判断が必要になります (Fig.3 参照)。

居住者と非居住者の内容はFig.4の通りです。

- ・海外との共同研究において、**技術データ**(実験データ等)をFAXや電子メール等で海外の技術者・研究者へ送付
- ・学内にあるスーパーコンピュータや実験装置等の**使用マニュアル**を非居住者(海外留学生・研究者)へ伝授
- ・実験機器等に関する実験情報を記録したCD・USBメモリ等の**記録媒体**を海外研究者へ提供
- ・海外の大学、研究機関等に対する特定技術の**プレゼン、パネル展示**

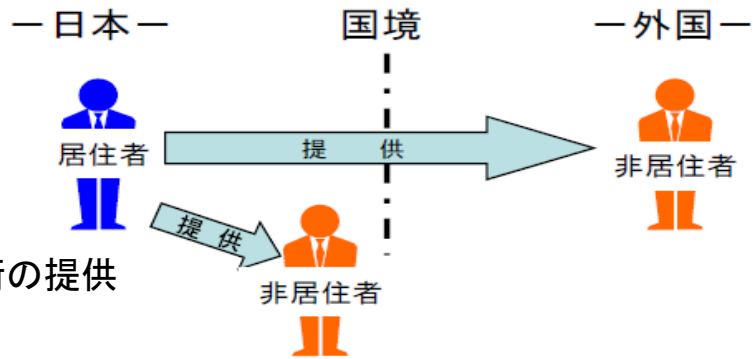


Fig.3: 技術の提供

国籍	法律上の扱い	
	居住者	非居住者
日本人	日本に居住する者	<ul style="list-style-type: none"> ・外国法人に勤務のため外国に滞在する者 ・出国後2年以上外国に滞在する者
外国人	入国後6ヶ月経過した者	<ul style="list-style-type: none"> ・外国に居住する者 ・入国後6ヶ月以内の者

Fig4: 居住者/非居住者

3. 規制の対象外となる行為について

以下の技術情報の提供の場合、許可申請が免除されます。

- ① **学会誌**、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等、不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ② **学会発表原稿**又は展示会等の配布資料の送付、**雑誌への投稿**等により、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能なもの
- ③ **基礎科学分野の研究**活動において技術を提供する取引
→製品開発に係る共同研究は含まない
- ④ 工業財産権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に最低限必要な技術の提供
- ⑤ 新聞、書籍、雑誌等により、既に不特定多数の者に対して**公開されている技術の提供**

4. 海外からの研修生・留学生について

海外からの研修生・留学生は、以下の立場になりますので、注意が必要です。

①入国後6ヶ月以内

- ・この期間は、研修生・留学生は、外為法上「**研修生・留学生は、非居住者**」になりますので、規制対象に該当する技術情報の提供を受け又は使用することができません。
- ・一方、指導教職員が、研修生・留学生に、規制対象に該当する技術情報を提供又は使用する場合には、当該教職員が、経済産業省の許可を受ける必要があります。

②入国後6ヶ月経過後

- ・6ヶ月を経過すると、外為法上、「**研修生・留学生は、居住者**」扱いになりますので、規制対象技術の提供を受けることが可能になります。
- ・しかし、研修生・留学生も居住者の立場で、自ら「外為法」を遵守する必要があり、入手した規制対象に関連する技術情報を、本国にメールしたりfaxする場合、事前に指導教職員に相談し、その指示に従ってください。
- ・このため、常に、教職員は当該研修生・留学生が「外為法」を遵守できる様に、指導教育する必要があります。

5. 神戸学院大学の手続き

- ①本学では、Fig.6に示す手続きに従って、教職員が技術の提供等を行う場合、該否判定(リスト規制)及び取引審査(キャッチオール規制)を要するか否かについて判断しております。
- ②この判断に基づき、技術の提供等の承認又は経済産業省の許可を得るようにして、教職員の外為法違反を事前防止を図ってます。

ステップ1 (技術の提供等を行う教職員の事前確認)

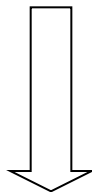
「承認申請書」の「申請区分」にある各事項に該当するか事前確認後、「承認申請書」を提出

なお、この確認時、研究支援センターでサポートを行い、教職員等及び学生等の負担軽減を図っております。



ステップ2 (管理責任者(研究支援センター長)による判断)

技術の提供等について、該否判定及び取引審査の判断



申請必要と判断

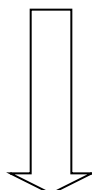


申請不要と判断

管理責任者による技術提供等の承認

ステップ3 (総括責任者(副学長)による判断)

技術の提供等について、該否判定及び取引審査の判断



申請必要と判断



申請不要と判断

総括責任者による技術提供等の承認

ステップ4 (経済産業省での判断)

経済産業省へ許可申請手続き

Fig6: 手続きフロー

6. 相談窓口

「外国への貨物の持出」や「非居住者への技術情報の開示」の予定がある時には、下記まで速やかに連絡下さい。

- 研究支援センター 研究支援グループ
- 〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬518
- Tel:078-974-4297 FAX:078-974-1785
- Mail:kenkyu@j.kobegakuin.ac.jp